

## 8-2-2 開発許可事務担当窓口

### 1 県等の開発許可事務担当課

区 分	所 在 地	電話番号	担 当	所管市町村名
県庁	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3244 FAX 211-3191	土木部 建築宅地課	仙台市・石巻市・大崎市を 除く県内全域
大河原土木事務所	〒989-1243 大河原町字南129-1	0224-53-3918 FAX 53-8090	建築班	白石市・角田市・蔵王町・ 七ヶ宿町・大河原町・村田 町・柴田町・川崎町・丸森 町
仙台土木事務所	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4348 FAX 297-4119	建築部 建築第二班	塩竈市・名取市・多賀城市 ・岩沼市・富谷市・亘理町 ・山元町・松島町・七ヶ浜 町・利府町・大和町・大郷 町・大衡村
北部土木事務所	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0737 FAX 22-5260	建築班	栗原市・色麻町・加美町・ 涌谷町・美里町
東部土木事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7	0225-94-8691 FAX 95-1190	建築班	登米市・東松島市・女川町
気仙沼土木事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2538 FAX 24-3183	建築班	気仙沼市・南三陸町
石巻市	〒986-8501 石巻市穀町14-1	0225-95-1111 FAX 23-4345	建設部 建築指導課	石巻市全域
大崎市	〒989-6188 大崎市古川七日町1-1	0229-23-8057 FAX 24-1819	建設部 建築住宅課	大崎市全域

## 2 市町村関係課

土木事務所名 市町村名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X	開発許可 事務担当課
<b>大河原土木事務所</b>					
白石市	989-0292	白石市大手町1-1	0224-22-1325	22-1329	都市整備課
角田市	981-1592	角田市角田字大坊41	0224-63-0138	63-4863	都市整備課
蔵王町	989-0892	蔵王町大字円田字西浦北10	0224-33-2214	33-3297	建設課
七ヶ宿町	989-0512	七ヶ宿町字関126	0224-37-2194	37-2468	ふるさと振興課
大河原町	989-1295	大河原町字新南19	0224-53-2112	53-3818	企画財政課
村田町	989-1392	村田町大字村田字迫6	0224-83-2112	83-5740	企画財政課
柴田町	989-1692	柴田町船岡中央2-3-45	0224-55-2121	55-4172	都市建設課
川崎町	989-1592	川崎町大字前川字裏丁175-1	0224-84-2111	84-6789	地域振興課
丸森町	981-2192	丸森町字鳥屋120	0224-72-3032	72-3042	建設課
<b>仙台土木事務所</b>					
塩竈市	985-8501	塩竈市本町1-1(老番館庁舎)	022-364-1126	362-7249	定住促進課
名取市	981-1292	名取市増田字柳田80	022-384-7124	384-2394	都市計画課
多賀城市	985-8531	多賀城市中央2-1-1	022-368-1141	368-9069	都市計画課
岩沼市	989-2480	岩沼市桜1-6-20	0223-22-1111	23-5888	復興・都市整備課
富谷市	981-3392	富谷市富谷坂松田30	022-358-0527	358-2357	都市計画課
亘理町	989-2393	亘理町字下小路7-4	0223-34-0508	34-7505	都市建設課
山元町	989-2292	山元町浅生原字作田山32	0223-37-8005	37-4144	建設課
松島町	981-0215	松島町高城字帰命院下一19-1	022-354-5702	354-3140	企画調整課
七ヶ浜町	985-8577	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	022-357-7442	357-5744	建設課
利府町	981-0112	利府町利府字新松並4	022-767-2342	767-2106	都市整備課
大和町	981-3680	大和町吉岡まほろば1-1-1	022-345-7504	345-2860	都市建設課
大郷町	981-3592	大郷町粕川字西長崎5-8	022-359-5537	359-3287	まちづくり政策課
大衡村	981-3692	大衡村大衡字平林62	022-341-8515	345-4853	都市建設課
<b>北部土木事務所</b>					
栗原市	987-2293	栗原市築館薬師1-7-1	0228-22-1154	22-0313	都市計画課
色麻町	981-4122	色麻町四竈字北谷地41	0229-65-2224	65-3252	建設水道課
加美町	981-4292	加美町字西田三番5	0229-63-3116	63-2037	建設課
涌谷町	987-0192	涌谷町字新町裏153-2	0229-43-2129	43-2144	建設課
美里町	987-8602	美里町北浦字駒米13	0229-33-2143	33-2145	建設課
<b>東部土木事務所</b>					
登米市	987-0602	登米市中田町上沼字西桜場18 (中田庁舎)	0220-34-2316	34-3448	住宅都市整備課
東松島市	981-0503	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	82-1124	復興都市計画課
女川町	986-2261	女川町女川浜字女川178 KK-8街区1画地	0225-54-3131	53-5483	企画課
<b>気仙沼土木事務所</b>					
気仙沼市	988-8501	気仙沼市八日町1-1-1	0226-22-6600	24-3566	住宅支援課
南三陸町	986-0725	南三陸町志津川字沼田101	0226-46-1377	46-4557	建設課

### 3 仙台市における開発許可事務担当課（参考）

利用上の注意に記述しているように、本便覧は、仙台市長が行う許認可については適用されないが、仙台市における開発許可事務の担当課・係については、次のとおりである。

開発許可事務担当課	郵便番号	所在地
仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	F A X
担当係		
審査指導第一係（青葉区・泉区）	022-214-8344	022-211-1918
審査指導第二係（宮城野区・若林区・太白区）	022-214-8319	022-211-1918

8-3 開発許可申請手数料（条例第21条）

条例第21条（手数料）

知事は、別表の納入義務者の欄に掲げる者から、同表の手数料の額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同表の手数料の額の欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料は、許可、承認又は交付の申請時に、県の発行する収入証紙により納付しなければならない。

別表 （略）表8-5及び表8-6を参照

開発行為その他法第3章第1節に関する事務につき徴収できる手数料については、都市計画法施行条例（宮城県条例第91号）により定めている。申請に係る手数料は、宮城県収入証紙で徴収するので、開発行為等の目的別に注意して申請書に規定額を貼付すること。（開発行為の目的については、2-1-8を参照）

なお、石巻市の区域内における開発許可事務に係る申請手数料は、石巻市手数料条例の規定により納付することになっている。また、大崎市の区域内における開発許可事務に係る申請手数料は、大崎市手数料条例の規定により各市指定金融機関へ、納入通知書を添えて現金で納入することとなっており、申請窓口で現金納入することもできる。

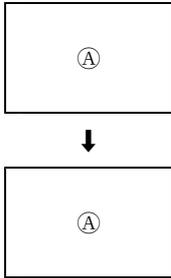
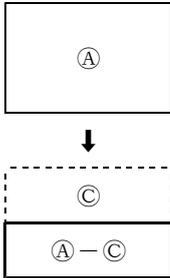
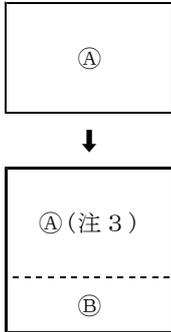
表8-5 開発許可申請手数料

（単位：円）

区分	面積	[凡例] $a \leq A < b$							
		0.1	0.3	0.6	1.0	3.0	6.0	10.0	(ha)
開発許可（法第29条）	自己居住用	8,600	22,000	43,000	86,000	130,000	170,000	220,000	300,000
	自己業務用	13,000	30,000	65,000	120,000	200,000	270,000	340,000	480,000
	自己用外	86,000	130,000	190,000	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000
開発変更許可（法第35条の2）		表8-6を参照							
法第41条特例許可		46,000							
法第42条建築物等許可		26,000							
法第43条建築物等許可		6,900	18,000	39,000	69,000	97,000			
地位の承継承認（法第45条）	自己居住用	1,700				2,700			
	自己業務用	1,700				2,700			
	自己用外	17,000							
開発登録簿写しの交付申請（法第47条第5項）		470							
開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請※（規則第60条）		1,800							

※石巻市及び大崎市の区域内に係るものを除く。

表 8 - 6 開発変更許可申請手数料

開発区域の増減 〈第 1 号〉	増・減なしの場合 Ⓐ	減 の 場 合 Ⓐ - Ⓒ	増 の 場 合 Ⓐ + Ⓑ	増・減ありの場合 (Ⓐ - Ⓒ) + Ⓑ
	変更項目			
(1) 設 計 〈第 3 号〉	(注 2) $\frac{(A)}{10}$	(注 2) $\frac{(A - C)}{10}$	(注 2) $\frac{(A)}{10} + (B)$ (注 3) (B)	(注 2) $\frac{(A - C)}{10} + (B)$
(2) 予定建築物等の用途 〈第 2 号〉	10,000 円		上記(B)に含まれる	
(3) 工事施行者 〈第 4 号〉	10,000 円		上記(B)に含まれる	
(4) その他の変更 〈第 5 号〉 ・ 開発行為の目的の別 (自己用・自己用外等) ・ 法第34条の該当号及び理由 ・ 資金計画 (自己用外等) * 表 2 - 9 を参照	10,000 円			
開発変更許可申請手数料	(注 4) (1) + (2) + (3) + (4)			

[凡例] Ⓐ : 変更前の開発区域の面積      A : Ⓐ に応じた手数料  
 Ⓑ : 変更増の開発区域の面積      B : Ⓑ に応じた手数料  
 Ⓒ : 変更減の開発区域の面積      C : Ⓒ に応じた手数料

(注 1) : 表中の〈 〉内の各号は、法第 30 条第 1 項の該当号を表す。

(注 2) : 表中の( )内は、( )内の面積に応じた表 8 - 5 の手数料の額を表す。

(注 3) : 変更前の開発区域の設計変更がない (新たな土地の編入のみに起因する設計変更を含む。) 場合

(注 4) : 87 万円を限度額とする。